

# 青森県だし活協議会会則

## (名 称)

第1条 本会は、青森県だし活協議会（以下「協議会」）という。

## (目 的)

第2条 本会は、だし活の推進を図るとともに、青森県に帰属する商標「できる」及び著作物「できるだし」ロゴタイプ等（以下、「パッケージデザイン等」という。）を使用するだし商品（以下、「だし商品」という。）について、パッケージデザイン等の使用を適正に管理することにより、消費者からの信頼を確保することを目的とする。

## (定 義)

第3条 この会則において、「だし活」とは、塩分ひかえめでもおいしく食べることができる減塩の手法である「だしの活用」を定着させることで、素材の持ち味を感じることができ、味覚を育て、減塩した食習慣の継続による平均寿命の延伸へつなげるとともに、本県の農林水産物をだし商品に活用し、付加価値をつけて販売することにより、生産者等の所得向上を目指す活動をいう。

## (事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) だし活の推進に関する事
- (2) パッケージデザイン等の使用の管理に関する事
- (3) その他目的達成に必要な事項に関する事

2 パッケージデザイン等の使用管理の手続きについては、別に定める。

## (会 員)

第5条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) パッケージデザイン等を使用しただし商品について、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準に定める表示内容に責任を有する者（以下、表示責任者という。）
- (2) パッケージデザイン等を使用しただし商品を取り扱う流通事業者
- (3) 青森県

## (入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者（以下、「申請者」という。）は、入会申請書（様式1）に必要書類を添えて、会長へ提出しなければならない。

2 会長は、入会の適否について会員に意見を聞き、会員の総意をもって入会を適当と認め、申請者に入会承認書（様式2）により通知するものとする。

## (退 会)

第7条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 会員が退会届（様式3）を提出したとき
- (2) 会員がだし商品の取扱いを廃止したとき
- (3) 会員が死亡又は解散したとき
- (4) その他本会の趣旨に反する行動があったと認められるとき

## (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

## (役員を選任)

第9条 会長、副会長、会計、監事は、総会において会員のうちから選任する。

## (役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会長の指示により、会計の処理にあたる。
- 4 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

## (総会)

第12条 総会は、年一回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、次の号に掲げる事項を議決する。
  - (1) 収支予算及び決算
  - (2) 事業計画
  - (3) 会費の額
  - (4) 会則を改廃
  - (5) その他、本会の組織運営に関する基本的な重要事項
- 3 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が総会に出席できない場合は、副会長がこれに当たる。
- 4 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 会員は、所属する企業・団体の職員を代表者として出席させ、議事に関する一切の表決を委任することができる。
- 6 会長は、本会の総会の招集を行わず、書面その他の方法により、会員の意見を求めることにより、決議に代えることができる。この場合、第3項の規定については、これを準用する。

## (オブザーバー)

第13条 本会が必要に応じ、次の者をオブザーバーとすることができる。

- (1) 学識経験者
- (2) その他目的達成のために必要な機関

## (会計)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、会員の会費等でこれを支弁する。
- 3 本会の会費は、総会で定める。

**(事務局)**

第15条 本会の事務局を、丸大堀内株式会社（青森県青森市問屋町2-15-22）に置く。

**(その他)**

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会議に諮り定める。

附 則

この会則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年3月28日から施行し、3月20日から適用する。

(様式1)

年 月 日

## 入会申請書

青森県だし活協議会会長 殿

青森県だし活協議会会則第6条第1項に基づき、青森県だし活協議会への入会を申請  
します。

法人名 (法人の場合)

代表者職・氏名

㊞

住所・所在地

担当者氏名

電話

FAX

メールアドレス

### 【必要書類】

- だし商品表示責任者の場合  
「できるだし」パッケージデザイン等使用申請書（「できるだし」パッケージデザイン等使用管理  
要綱（以下、「要綱」という。）様式1）
- だし商品を取扱う流通事業者の場合  
無し

(様式2)

年 月 日

## 入会承認書

(申請者) 殿

青森県だし活協議会会長 ⑩

貴殿の青森県だし活協議会への入会を承認します。

### 【添付書類】

- だし商品表示責任者の場合  
「できるだし」パッケージデザイン等使用許諾書（「できるだし」パッケージデザイン等使用管理要綱様式2）の写し
- だし商品を取扱う流通事業者の場合  
無し

(様式3)

年 月 日

## 退 会 届

青森県だし活協議会会長 殿

私は、このたび都合により青森県だし活協議会を退会したいので、同協議会会則第7条(1)に基づき退会を届け出ます。

法人名 (法人の場合)

代表者職・氏名

㊟

住所・所在地

担当者氏名

電話

FAX

メールアドレス